

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 24 年 2 月 1 日

中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆企業年金における財政運営基準等の見直し関係◆

企業年金における財政運営基準等の見直しについては、2 回のパブリックコメント（意見募集手続）を経て、昨年 11 月には指定基金の指定要件等の見直しが、12 月には確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和（基金・DB）および制度終了時における残余財産の優先分配の追加（DB）が実施されていたところですが、昨日、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 13 号）が公布、施行されるとともに、同日付で厚生労働省通知が発出され、全ての見直し項目について確定しました。

省令および通知の概要は以下のとおりです。

1. 厚生労働省通知

（以下の通知の末尾の番号を 2 の当該改正項目にあらためてお示ししています）

○厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成 24 年 1 月 31 日年発 0131 第 2 号） —— ①

⇒以下の通知の改正及び特例的扱い（掛金引上げ猶予措置、予定利率引下げに伴う不足金処理の特例）について規定。

- ・厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 27 日年発第 3321 号） —— ②
- ・厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（平成 8 年 6 月 27 日年発第 3323 号） —— ③
- ・厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成 3 年 10 月 17 日年発第



5941号) —— ④

- ・厚生年金基金の解散等及び清算について(昭和50年2月19日年発第236号) —— ⑤
- ・特定基金の解散に関する特例について(平成23年8月10日年発0810第8号) —— ⑥
- ・厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成9年3月31日年発第1682号) —— ⑦

○厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について(平成24年1月31日年企発0131第1号)

⇒以下の通知の改正について規定。

- ・厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号) —— ⑧
- ・厚生年金基金の業務報告書の様式について(平成10年10月14日企国発第30号) —— ⑨
- ・厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について(平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号) —— ⑩
- ・厚生年金基金の予定利率の下限等について(平成9年3月31日企国発第23号) —— ⑪
- ・厚生年金基金の実地監査の関係書類について(昭和42年7月6日年企発第48号) —— ⑫

○「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について(平成24年1月31日年発0131第1号)

⇒以下の通知の改正について規定。

- ・確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号) —— ⑬
- ・確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号) —— ⑭

○「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について(平成24年1月31日年企発0131第2号)

⇒以下の通知の改正について規定。

- ・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号) —— ⑮



・厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について（平成 15 年 5 月 30 日年企発第 0530001 号・年運発第 0530001 号） —— ⑩

2. 改正項目一覧

（以下の項目に記載している番号が示す 1 の通知に、当該改正内容が定められています。適用時期に特に定めがある場合、当該適用時期を記載しています。対象制度について、厚生年金基金：基金、確定給付企業年金：DBと記載しています）

財政運営の特例的扱い

（1）掛金引上げ猶予措置 —— ①、DB省令

＜基金・DB＞

- 平成 25 年 4 月 1 日まで掛金の引上げ猶予が可能（指定基金を除く）となった。
- 掛金の引上げ猶予を行う場合、掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後の掛金を規約に規定する必要がある（非継続基準に係る回復計画に基づく特例掛金を除く）。

（2）予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例 —— ①

＜基金＞

- 平成 25 年 4 月 1 日までに予定利率引下げおよび給付設計の変更（給付利率の引下げ等）の規約変更を行う場合、標準掛金のみ見直しでよい（特別掛金は必ずしも見直す必要がない）こととされた。
- 当該規約変更を行った後は、原則どおり、財政運営基準に基づき財政運営を行う。

（注）基金の場合、（1）および（2）の両方を適用することにより、掛金の引上げを 2 年以上猶予できる（予定利率引下げ等に伴う標準掛金の引上げを除く）可能性があります（次頁図 1 参照）。

制度運営の効率化関係

（3）最低責任準備金調整額の算定方法の見直し —— ②

＜基金、平成 24 年度財政決算・財政検証から＞

- 最低責任準備金調整額の計算方法が変更となった。

見直し後の最低責任準備金調整額

= 最低責任準備金

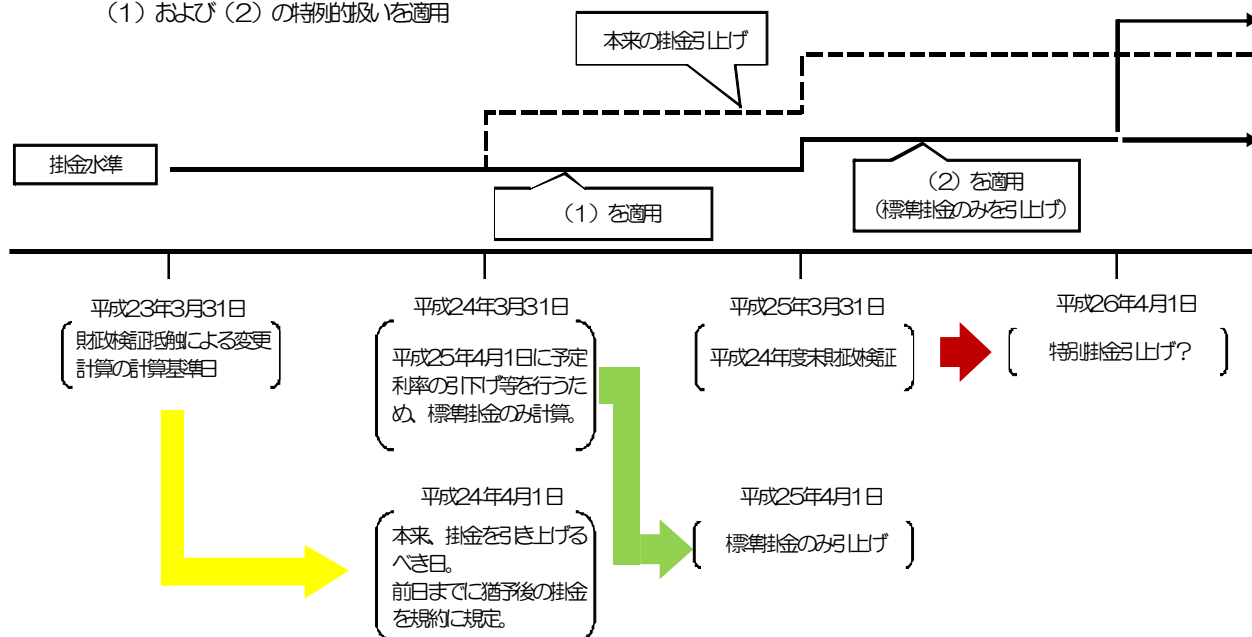
× {(1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り) ^ (9 / 12)}

× (1 + 当該事業年度末における厚生年金運用利回り) / 1.0723 - 1}



特例的扱いの適用例（基金の場合）

前提 平成23年3月31日財政検証で基準引上げ
 (1) および (2) の特例的扱いを適用



- (4) 財政再計算時期の見直し —— ②
 <基金、平成 24 年度財政決算・財政検証から>
 ○基礎率を見直して行う財政計算も財政再計算とされた。
- (5) 特別掛金率の計算方法の見直し —— ②、⑭
 <基金・DB>
 ○加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金率を計算することが可能とされた。
- (6) 過去勤務債務の償却方法の見直し —— ②、DB省令、⑬
 <基金・DB>
 ○基金において、段階引上げによる過去勤務債務の償却のために課せられている「選択一時金の休止」及び「許容繰越不足金の制限」の要件が廃止された。
 ○DBにおいても段階引上げによる過去勤務債務の償却が可能とされた。
- (7) 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和 —— ②、⑧、DB省令、⑬
 <基金・DB>
 ○12月26日に公布された政令により、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不

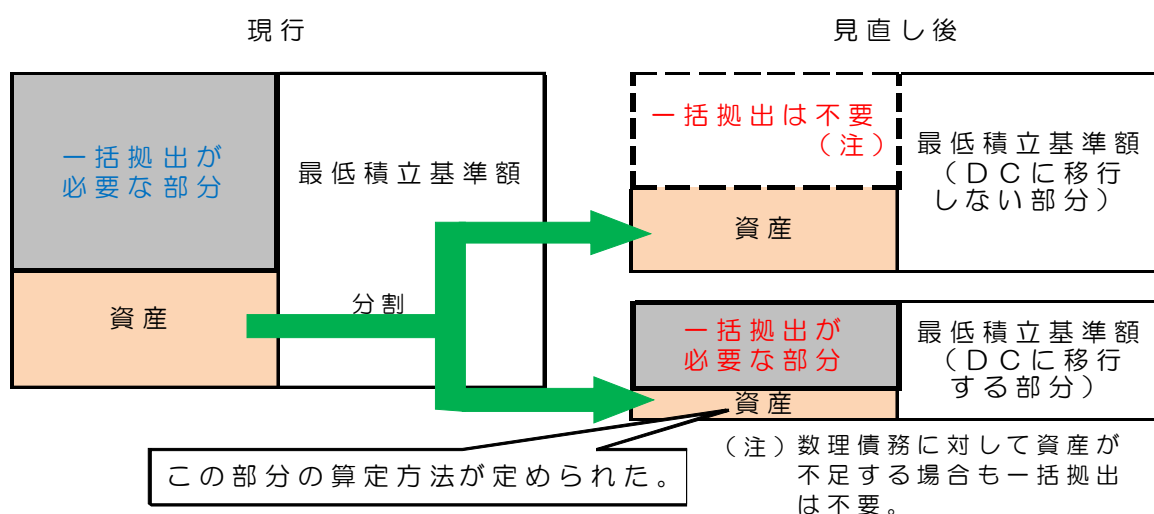
足に対する一括拠出は移行部分に限定されたところであるが、この場合、確定拠出年金への移行部分の資産額と残存制度（基金、DB）の資産額との分割方法は以下の方法によることとされた（下図ご参照）。

- ・ 継続基準による方法（数理債務等の比により分割）
- ・ 非継続基準による方法（最低積立基準額の比により分割）
- ・ 受給権者に係る資産を先取り（残存制度に受給権者分は満額残す）

○確定拠出年金への一部移行に伴い、設立（実施）事業所が減少することとなる場合は、当該減少事業所に対し「任意脱退に係る特別掛金」が発生することが明確になった。

図 2

一括拠出の範囲



(8) 選択一時金（年金受給資格者に年金に代えて支給する脱退一時金を含む）の上限規制の緩和 —— ⑧、DB省令、⑬

<基金・DB>

○選択一時金の上限は、現在、保証期間の現価相当額（下限予定利率で算定）とされているが、下限予定利率の上昇（給付利率<下限予定利率の状態）により、本来予定されていた選択一時金の額を受給できなくなることも想定されることから、改善が図られた。

(9) キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化 —— ⑧、DB省令、⑬

<基金・DB>

○キャッシュバランスプランにおける再評価の指標として、有価証券指標の使用が可能とされた。

(10) 制度終了時における残余財産の優先分配の追加 —— ⑮

<DB>

○12月26日に公布された政令により、制度終了時における残余財産を分配する際に、掛金を負担した加入者について優先的に分配することが可能とされたところであるが、DB規約の承認及び認可基準にも定められた。

(11) 申請書類の簡素化

<DB>

○申請時における次の書類の提出が不要とされた。—— DB省令、⑮

- ・規約型企業年金の承認申請等における「加入者となる者の数を示した書類」
- ・業務委託に関する書類

(12) 業務報告の簡素化等

<基金・DB、平成24年度財政決算・財政検証から>

○DBの事業報告書について、以下の記載項目が廃止された。—— ⑮

- ・全実施事業所の被用者年金被保険者等の数
- ・業種
- ・給付状況の新規裁定者の件数
- ・掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数
- ・年金通算状況の金額及び算入した期間
- ・業務委託状況
- ・福祉事業の状況
- ・適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額

○基金の業務報告書について、以下のとおり変更となった。—— ⑨

- ・掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分 ⇒ 廃止
- ・離婚分割状況 ⇒ 廃止
- ・適格退職年金からの移行状況 ⇒ 廃止
- ・総幹事会社への掛金の送金状況 ⇒ 追加

(13) 代表事業主による申請手続 —— DB省令、⑮

<DB>

○複数の事業主が共同で実施する規約型DBでは、代表事業主を設けて新規規約や規約変更等の承認申請を行うものとされた。

(14) 届出事項の拡大等 —— DB省令、⑮

<DB>

○次の事項の規約変更は届出でよいこととされた。

- ・事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所（規約型）
- ・実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地（規約型、基金型）
- ・加入者が掛金を負担する場合の掛金の拠出に関する事項（規約型、基金型）



- ・加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項（規約型、基金型）
- ・権利義務承継に関する移転確定給付企業年金・承継確定給付企業年金、脱退一時金相当額の移換に係る移換先確定給付企業年金及び厚生年金基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の厚生年金基金の名称（規約型、基金型）
- ・給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合）（規約型、基金型）

○次の事項の規約変更は届出不要とされた。

- ・市町村合併等に基づく場合の事務所の住所（基金型）
- ・市町村合併等に基づく場合の事業主の名称・住所（規約型）
- ・市町村合併等に基づく場合の実施事業所の名称・住所（規約型、基金型）
- ・法令改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項（規約型、基金型）

○次の届出不要事項については、労働組合等の同意は不要とされた（規約型）。

- ・法令改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項
- ・業務委託に係る契約に関する事項（*）

（*）平成24年4月1日付の弊社および住友信託銀行の経営統合に伴い業務委託先の名称変更を行う際も同意不要となります。

（15）支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱 —— ⑮

<DB>

○全ての受給権者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、加入者が存在せず、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（「支払終了企業年金」）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とされた。

財政健全化関係

（16）財務諸表の簡素化・透明化 —— ②、③、④、⑤、⑩、⑫、DB省令、⑮

<基金・DB、平成24年度財政決算・財政検証から>

- 資産評価調整額が廃止された。
- 特別掛金収入現価と数理債務を一つにまとめ、責任準備金（プラスアルファ部分）（DBの場合は責任準備金）として負債勘定に計上することとなった。
- 最低責任準備金（継続基準）は、最低責任準備金＋最低責任準備金調整額として計上することとなった（基金の場合）。

（次頁図3ご参照）

（17）継続基準の財政検証の見直し —— ②、DB省令

<基金・DB、平成24年度財政決算・財政検証から>

○継続基準の財政検証は、時価基準の純資産額と責任準備金（基金の場合、責任準備金（プラスアルファ部分）＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額）を

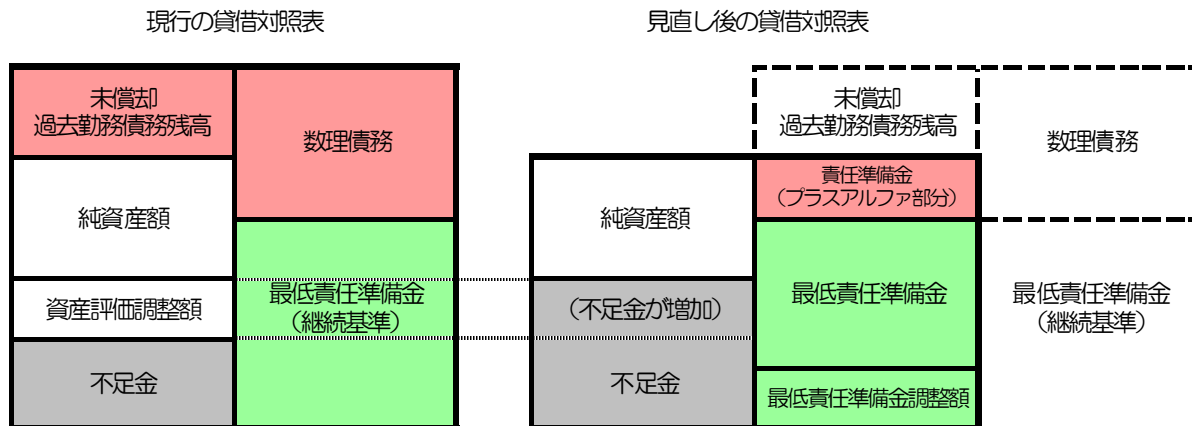


比較することにより行うこととされた。

○数理的評価額（時価基準の純資産額＋資産評価調整加算額）が責任準備金を下回る場合、当該下回る額が許容繰越不足金以下であれば変更計算を留保することができることとされた（現行と同様の考え）。

図 3

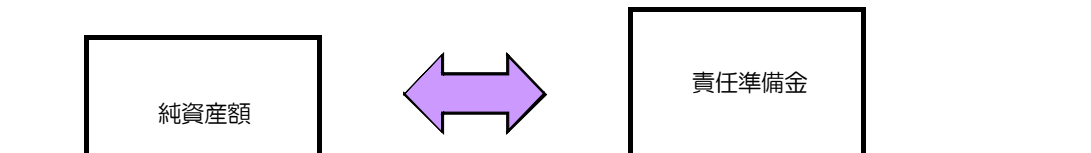
貸借対照表の変化



- ・上図は基金を想定。DBの場合は、負債勘定全体を、現行：数理債務、見直し後：責任準備金とする。
- ・資産の評価方法が数理的評価方法であり、「数理的評価額 > 時価評価額」の場合、当該差額相当額分、不足金が増加。
- ・最低責任準備金調整額の算定方法の変更により、現行の最低責任準備金（継続基準）は、見直し後の「最低責任準備金＋最低責任準備金調整額」と一致しない。

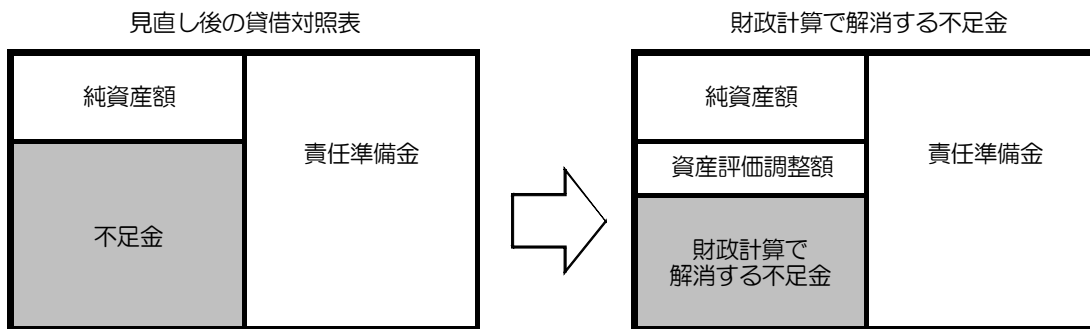
図 4

見直し後の継続基準の財政検証



- ・責任準備金と純資産額の単純比較（許容繰越不足金を考慮しない）。
- ・見直し後の貸借対照表において、不足金を有する場合、継続基準の財政検証はクリアできない。

掛金計算の必要性の判定



- ・現行制度と同様、数理的評価採用の場合、資産評価調整額を考慮し、財政計算で解消する不足金を算定。
- ・財政計算で解消する不足金と許容繰越不足金を比較。
- ・「財政計算で解消する不足金 ≤ 許容繰越不足金」の場合、掛金計算は不要。

(18) 非継続基準の財政検証の見直し —— ②、⑦、DB省令

<基金・DB、平成24年度財政決算・財政検証から>

○積立水準の判定

- ・積立基準に関する経過措置（最低積立基準額の90%）は平成23年度で終了することとなった
- ・上記に伴い、激変緩和措置として経過期間を設け、平成24年度（積立基準92%）から2%ずつ引き上げ、平成28年度に100%とすることとされた。
- ・積立基準の引上げスケジュールは、今後の経済情勢等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を行い、必要な措置を講ずるものとされた。

○掛金引上げの必要性の判定

ア 回復計画による方法

- ・平成28年度をもって、回復計画による方法は廃止（平成29年度からは次のイの方法のみ）されることとなった。
- ・回復計画の期間に関する経過措置（10年）は平成23年度で終了することとなった（平成24年度以降に策定する回復計画の期間は7年）。
- ・回復計画で目標とする積立基準に関する経過措置（90%）は平成23年度で終了し、平成24年度以降は前記「積立水準の判定」の経過期間の引上げ方法に準じて引上げられることとなった。
- ・シミュレーション実施の際、決算年度末の年金資産の評価額は時価のみとされた（数理的評価額は使用不可）。
- ・最低責任準備金の予測に用いる利率は、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りとする事とされた。
- ・年金資産の予測に用いる利率は、基金およびDBの運用実績の過去5事業年度平均、回復計画策定時の最低積立基準額の算定利率または厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（注）のいずれか大きい率（上限）とする事とされた。

（注）下線部分は基金の場合のみ

- ・加入員（者）数は、過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととされた。
- ・掛金の段階引上げ
掛金引上げが必要となった場合、原則として、積立水準が回復するまで、同じ掛金水準を設定することとされているが、掛金を負担することが極めて困難と認められる場合は、段階引上げも可能であることが明確になった。
- ・指定基金の場合
指定基金が回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成することとされた。



イ 積立比率に応じて掛金を設定する方法

- ・年金資産と比較する最低積立基準額に関する経過措置（90％）は平成 23 年度で終了し、平成 24 年度以降は前記「積立水準の判定」の経過期間の引上げ方法に準じて引上げられることとなった。
- ・年金資産の評価額は時価のみとされた（数理的評価額は使用不可）。

（注）積立比率に応じて掛金を設定する方法について、見直し案では「翌年度の最低積立基準額の増加見込額の対象から代行部分を外し、併せて、追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除」する方法に変更するとされていましたが、この変更は現時点では実施されないこととなりました。

以上

